

名 称	令和4年度第2回目黒区障害者差別解消支援地域協議会
日 時	令和5年3月3日(金)午後5時～午後6時30分
会 場	中目黒 GT プラザホール
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1)障害者差別解消に係る相談事例について</p> <p>(2)障害者差別解消に向けた取組みについての検討～「あいサポート運動」について～</p> <p>(3)区からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」の開催について(報告) ・令和4年度障害者差別解消区民講演会の実施について <p>3 閉会</p>
出席者	<p>委員:岩崎委員(会長)、北本委員(副会長)、田島委員、長尾委員、百瀬委員、團村委員、吉田委員、土屋委員、内田委員、熊谷委員、小谷委員、岩原委員、田村委員、西田委員、板木委員、中山委員、黒澤委員</p> <p>幹事:末木幹事(人権政策課長)、塚本幹事(人事課長)、大塚幹事(子育て支援課長)、寺尾幹事(教育指導課長)、山内幹事(教育支援課長)、田中幹事(障害施策推進課長)、岩谷幹事(障害者支援課長)</p> <p>その他区職員:竹内(健康福祉部長)、田邊(健康福祉計画課長)、浅野(身体障害者相談係長)、石田(知的障害者相談係長)田所(精神障害福祉・難病係長)、長谷川(発達支援係長)</p> <p>事務局:小野(計画推進係長)、塩屋・村野(計画推進係)</p>
欠席者	片渕委員、原委員
配布資料	<p>資料1:障害者差別解消に係る相談事例について</p> <p>資料2:障害者差別解消に向けた取組についての検討～「あいサポート運動」について～</p> <p>資料3:令和4年度障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」の開催について(報告)</p> <p>資料4:障害者差別解消区民講演会チラシ</p> <p>参考資料:席次表</p> <p>配布物1:障害者差別解消支援地域協議会ポケットティッシュ</p> <p>配布物2:障害者週間記念事業めぐろふれあいフェスティバルカイロ</p>

<p>会議内容</p>	<p>1 開会 2 議事 (1)障害者差別解消に係る相談事例について 事務局から資料1に沿って説明を行った。</p> <p>①【事例1】刊行物の送付方法等について</p> <p>委員区が封筒に入れた刊行物を個別に郵送することとした対応で、ご本人が納得されたのか知りたい。</p> <p>幹事区と何度か協議したうえで、ご本人が提案された内容と聞いている。</p> <p>委員この事例について、なぜ個別対応ができなかったのか、個別対応が合理的配慮の範囲内であるか、合理的配慮が難しいほどの内容だったのか聞きたい。</p> <p>幹事区が委託した業者が一括して配布するため個別対応は難しい。合理的配慮については、話し合いを重ねてご本人が納得することが最終的な目標。どこまで合理的配慮ができるのかできないのかについては、配慮をする側が考えるというように制度上はなっており、担当所管はご本人が納得されるまで話し合いを重ねていた。</p> <p>委員合理的配慮をするのは業者側であって、業者側が過重な負担かどうか決めるのではないか。</p> <p>委員区が委託業者と契約した内容の中に、おそらく個別対応は入っていなかったと想像される。区が契約をするときに、どこまで個別対応が可能なものか、そのときのコストがどのくらいか検討したうえで契約をしていたかが問題だと思う。</p> <p>委員委託は、区の刊行物を届ける手段の1つであって、配慮してほしいというご依頼があった方には区が直接郵送するという方法により配慮をしたので、個別対応をされた事例だと思う。</p> <p>委員個別対応はされたが、この方は傘立てに入れることを目的としているのではないか。</p> <p>幹事ご本人と話し合いを重ねた結果、物が濡れるのを防ぐという点については、相談者の希望に沿う形で区が対応した。</p> <p>委員委託という手段を選択した際に、何か影響があるかもしれないということをごどこまで先見できたのかが課題だと思う。それぞれの立場から判断して、何らかのデメリットを受けてしまう人がいるかもしれない、その人達のためにどんなサポートが必要かを考えるべきだと思う。</p> <p>副会長同様の案件が出てきたときに、区はどこまで個別の対応をするのか。</p> <p>幹事その都度相談された方の意見を伺い、どのような対応が出来るか考えていく。ひとつ合理的配慮がなされ、次もやるとなるのか、同じような意見が多くある場合、別の方法を考えてよりよくすることになるのか、こういった事例を積み上</p>
-------------	---

げて検討していく。

委員どのような配慮をするかは個別的事情や環境によって変わるため、それをすべて盛り込んだ対応を推測するよりは、配慮や申し出を出しやすい環境を整えたうえで、申し出があってから動き出すオーダーメイド配慮ができればいい。

委員刊行物を包むにしても、クリアファイルや防水のものに包んだり、業者サイドの対応を聞いてもマニュアル通りで個別対応ができていなかったのを見ると、もう少し柔軟さがあっても良かったと思う。また、手足が不自由になった高齢者にも同じように対応するのかと思ったので、こういう事例を活かしてほしい。

②【事例2】工作教室への参加について

委員私たちが行っている余暇活動のボランティア受け入れでは、当事者の方が集まって行う料理や工作を見守るボランティアを募集している。障害の有無に関わらず受け入れているが、障害のあるボランティアの方を職員が見守らなければならない時期があった。本来は、利用者を見守りながらボランティアの方にも楽しんでほしいという目的のため、ボランティアの方に受け入れの条件や事情を丁寧に説明して理解いただくという形をとった。事例でも、ご本人に丁寧に説明したとあるので、丁寧に説明し理解していただくことはとても大切だと感じた。

副会長グループワークには、その人の能力に応じた参加を促すという参加の原則がある。そのため、はさみやカッターを使わない等障害のある方でもできるような工夫をすることが大切。画一的に考えるのではなく、個々に考えるべき。

委員本校では、足の不自由な生徒には登校の仕方や体育の授業の受け方等を他の生徒とは別に用意している。

委員ご本人は現在検討中ということだが、検討している理由について分かれば教えてほしい。

幹事そのことについては把握していない。

会長任意団体は、障害者差別解消法の対象となる団体に含まれているのか。

幹事障害者差別解消法の合理的配慮の対象は、営利・非営利・個人・法人を問わないとなっている。

委員この方は身体障害なのか、その他の障害もあるのか、それにより対応が変わると思う。

幹事団体の方が相談されてきたため、利用者の方がどのような障害をお持ちかは把握していないが、起立・歩行の不安定により転びやすくなったり、手や指の細かいふるえや発作等が見られるという障害特性があるという状況。

委員団体から相談があり、最初から断るのではなく、体験をしてもらってから検討しているという点が良かった。やってみてもいいのではないかという検討する期間を作り、色々なニーズに応えられるようにしていただけたらと思う。

委員少し似た事例に、車椅子に乗って、予約したイタリアンのお店に行ったら、

障害のあることを事前に連絡しておらず、当日店側の対応ができなかったため断られたというものがある。断ることが障害者差別なのか、先に言っておかなかった当事者側にも非があったのか、ここにいる委員の方に意見をお聞きたい。

委員 お店にも都合があると思うので、事前に言うのが親切だと思う。それによって対応できることもあると思うので、自分だけでなく相手のことも考えることが大事。

委員 この事例は、たしか階段を上らないといけないものなので重い車椅子の場合は現実的に不可能。折り畳みのような別の車椅子を用意したうえで、断られるのであれば、それは問題だと思う。

(2) 障害者差別解消に向けた取組みについての検討～「あいサポート運動」について～

事務局から資料2に沿って説明を行った。

委員 公共交通機関での問題が出ている。車椅子の方がバスから降りたときに、後ろからついてきた男性に「時間がかかるから二度と乗るな」と言われたり、1年間でタクシーの乗車拒否が3回あったという方がいる。そのため公共交通機関に対して、もしくはそれを利用される方に対してもっと啓発活動をやっていたきたい。

会長 今後の具体的な方法について、区の考えはあるか。

幹事 この運動について以前説明したときに、前向きに進めてほしいという意見と現在区で行っている取組を充実していったらどうかという2つの意見があったため、あいサポート運動の良いところ、区の事業をどのように充実していくかを検討し、優先すべきものが何かを考えていきたい。

委員 区の事業を整理していただいたが、子ども向けなのか成人向けなのか誰向けで行っているか把握したほうが分かりやすい。

委員 障害のレベルにもよると思うが、見える障害、見えない障害等、その内容まで書いていただけたら良かった。

委員 知らないということが一番不安や怖さに繋がってしまうので、様々な機会を通じて、話してもらい・見てもらう・触れてもらうということで共生社会ができていくと思う。

委員 目に見える・見えないということもあるので、ヘルプマーク等がもう少し広まればいいと思う。障害の害という漢字もよろしくないと思う。

委員 資料にあるような区が行っている一般の人が参加可能な取組を知らない企業は多い。事前に連絡いただければ、各社に区がこのような取組を行っているということをPRしたい。

委員 障害を明かしたくないという方もいる。社会の問題を個人の問題にすり替えたり、社会構造が個々に求める要求が高まったりして、ボーダーに達しない人

は障害ということにしているのではないか。個人を阻害しつつある社会を問い直すことが必要だと思う。

委員 あいサポート運動は15年経っている割には、あまり知られていない・参加しているところが少ないと感じる。子どもや大人、会社等色々な形で参加する機会を作るのは良いことだと思う。小学校や中学校での体験学習等の参観日に保護者の方に参加していただいたこともある。地域のイベントや会社の行事の際に障害理解の場が組み込まれていればと思う。

(3) 区からの報告

・令和4年度障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」の開催について(報告)

事務局から資料3に沿って説明を行った。

・令和4年度障害者差別解消区民講演会の実施について

事務局から資料4に沿って説明を行った。

事務局 令和5年度の開催については、日程が決まり次第連絡する。

3 閉会